

事務連絡

令和2年12月25日

地方厚生(支)局年金管理官 殿

厚生労働省年金局事業管理課

年金記録審査室長

国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する事務取扱要領等の改正について

「経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)」及び「規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)」では、全ての行政手続について、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直すこと及び年内に見直しの検討を行い、法令、告示、通達等の改正を行うこと等が決定されました。

これを踏まえ、年金記録の訂正手続における押印等を廃止することとし、「国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する事務取扱要領」(平成27年2月27日厚生労働大臣決定。以下「事務取扱要領」という。)及び「国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する事務取扱細則」(平成27年3月25日厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知(年管発0325第9号)。以下「事務取扱細則」という。)について、事務取扱要領を別添1、事務取扱細則を別添2のとおり改正しますのでお知らせいたします。

貴職におかれましては、貴下職員に対し周知していただくとともに、下記の事項に御留意の上、年金記録の訂正手続に関する事務処理について遺漏なきよう取り扱い願います。

記

1 改正の内容

(1) 事務取扱要領

- ア 要領様式第1号の1~4「年金記録訂正請求書 兼 年金記録に係る確認調査申立書」(以下「請求書」という。)については、請求者の押印を廃止したこと。また、同意欄については、請求者の押印を廃止したこと。
- イ 要領様式第2号の1~3「請求の概要(2-1)」については、請求者の署名を廃止し、請求者の氏名を記載することとしたこと。
- ウ 要領様式第3号「事案の概要」については、事業主の押印を廃止したこと。
- エ 要領様式第4号「年金証書等添付不能理由書」については、請求者の押印を廃止した

こと。

オ その他、字句の整理を行ったこと。

(2) 事務取扱細則

ア 以下の事務の工程において、請求書の同意欄の署名に関する確認を氏名が記載されているか否かの確認に変更したこと。

- ① 日本年金機構における訂正請求の受付時（細則本文第1の1(1)）
- ② 日本年金機構における訂正請求の受付における審査（細則本文第1の1(4)）
- ③ 地方厚生局における請求内容の事前審査（細則本文第2の1(3)）
- ④ 年金事務所段階における機構処理事案にかかる訂正処理（細則本文第6の1）

イ 以下の様式については、申出人の押印を廃止したこと。

- ① 細則様式第12号の1「同意書」[請求者]
- ② 細則様式第12号の2「同意書」[死亡被保険者]
- ③ 細則様式第12号の3「同意書」[世帯主・配偶者]
- ④ 細則様式第12号の4「委任状」については、申出人の押印を廃止したこと。
- ⑤ 細則様式第12号の5「委任状 兼 同意書」[厚生年金一括請求]
- ⑥ 細則様式第12号の6「同意書」(みなし期間請求者)
- ⑦ 細則様式第12号の7「同意確認書」(みなし期間元配偶者)
- ⑧ 細則様式第12号の8「同意書」(金融機関用)

ウ 細則様式第13号「生計同一関係に関する申立書」については、請求者及び第三者の証明欄にかかる押印を廃止し、第三者による証明欄には電話番号欄を設けたこと。

エ 以下の様式については、請求者の押印を廃止したこと。

- ① 細則様式第17号の2の2「同意確認書(年金記録の訂正請求を処理する地方厚生局について)」
- ② 細則様式第25号の3「年金記録の訂正に関する確認書」
- ③ 細則様式第26号「年金記録訂正請求取下書(年金記録に係る確認調査申立の取下げ)」

オ 細則様式第22号の1～2「年金記録の訂正に関するお問い合わせ[別紙]」については、事業所の責任者の押印を廃止したこと。

カ その他、字句の整理を行ったこと。

2 施行期日

改正後の事務取扱要領及び事務取扱細則は、令和2年12月25日から施行すること。

3 留意事項

- (1) 厚生労働省ホームページに掲載している事務取扱要領は、施行日後速やかに変更する予定であること。

なお、日本年金機構ホームページに掲載している既存の事務取扱要領様式及び事務取扱細則様式（以下「旧様式」という。）は、施行日に改正後の事務取扱要領様式及び事務取扱細則様式（以下「新様式」という。）へ変更される予定であること。

- (2) 施行日後に旧様式により請求者等から押印がない請求書を地方厚生(支)局年金審査課が受け付けた場合は、有効なものとして受け付けることとし、新様式による再提出を求めないこと。
- (3) 請求者からの郵送受付により修正箇所が判明した場合、誤字等の軽微な不備を除き電話等により確認を行い、確認した事項は細則様式第 18 号「年金記録訂正請求に係る聴取録」を作成し、記録すること。

なお、確認の結果、訂正が必要な場合は請求者から訂正印の押印を求めないこと。

- (4) 細則様式第 33 号「審査請求書」にかかる請求人等の押印については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の改正が今後、予定されているため、追って様式改正の事務連絡を発出する予定であること。